

案

富士山富士宮口五合目来訪者施設に係る遺産影響評価書

2022 年 月

静岡県

目次

1	要約	1
2	世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の概要	1
3	富士山富士宮口五合目の在り方の整理	11
4	事業の概要	15
5	事業構想の検討過程	24
6	資産への影響と緩和策	24
7	合意形成の過程	28
8	結論	28

(参考資料1) 世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル(別紙2)「顕著な普遍的価値(OUV)の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定」

(参考資料2) 同(別紙4)「顕著な普遍的価値の属性、要素のグループ/要素ごとの遺産に対する変更の規模及びその影響」

この文書は、世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産のひとつである「富士山城」内の富士宮口五合目において計画されている来訪者施設整備を対象として、事業主体である静岡県が、世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響マニュアル（富士山世界文化遺産協議会 令和3年4月施行。以下「マニュアル」という。）に則り当該事業の遺産への影響を評価したものである。

1 要約

静岡県は、富士山富士宮口五合目において、来訪者の安全確保や富士山の価値の理解を促進する拠点（以下「県施設」という。）の整備を計画している。計画は、世界遺産、建築、環境、防災等の専門家の助言を踏まえたうえで、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の観点から文化庁及び環境省の参画を得て策定したものを基礎とし、建築規模、外観等に配慮したものとなっている。また、世界文化遺産富士山包括的保存管理計画に定める定点観測地点からの展望景観及び周辺景観にも影響は与えない。

これらのことから、当該事業による世界遺産富士山の顕著な普遍的価値への負の影響は最小化されている。

2 世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の概要

（1）世界遺産一覧表への記載

世界遺産富士山は、2013年（平成25年）6月に開催されたユネスコ第37回世界遺産委員会において世界遺産リストへの登録が決議され、同月26日に一覧表へ記載された。

（2）座標、構成資産の一覧

構成資産及び構成要素、その所在地、面積及び緩衝地帯の面積は表1、範囲図及び位置図は図1及び図2のとおりである。

●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・ 身延町・鳴沢村・富士 河口湖町) 静岡県(富士宮市・富 士市・裾野市・御殿場 市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19,311.9	49,375.7
	1-1	山頂の信仰遺跡群				

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

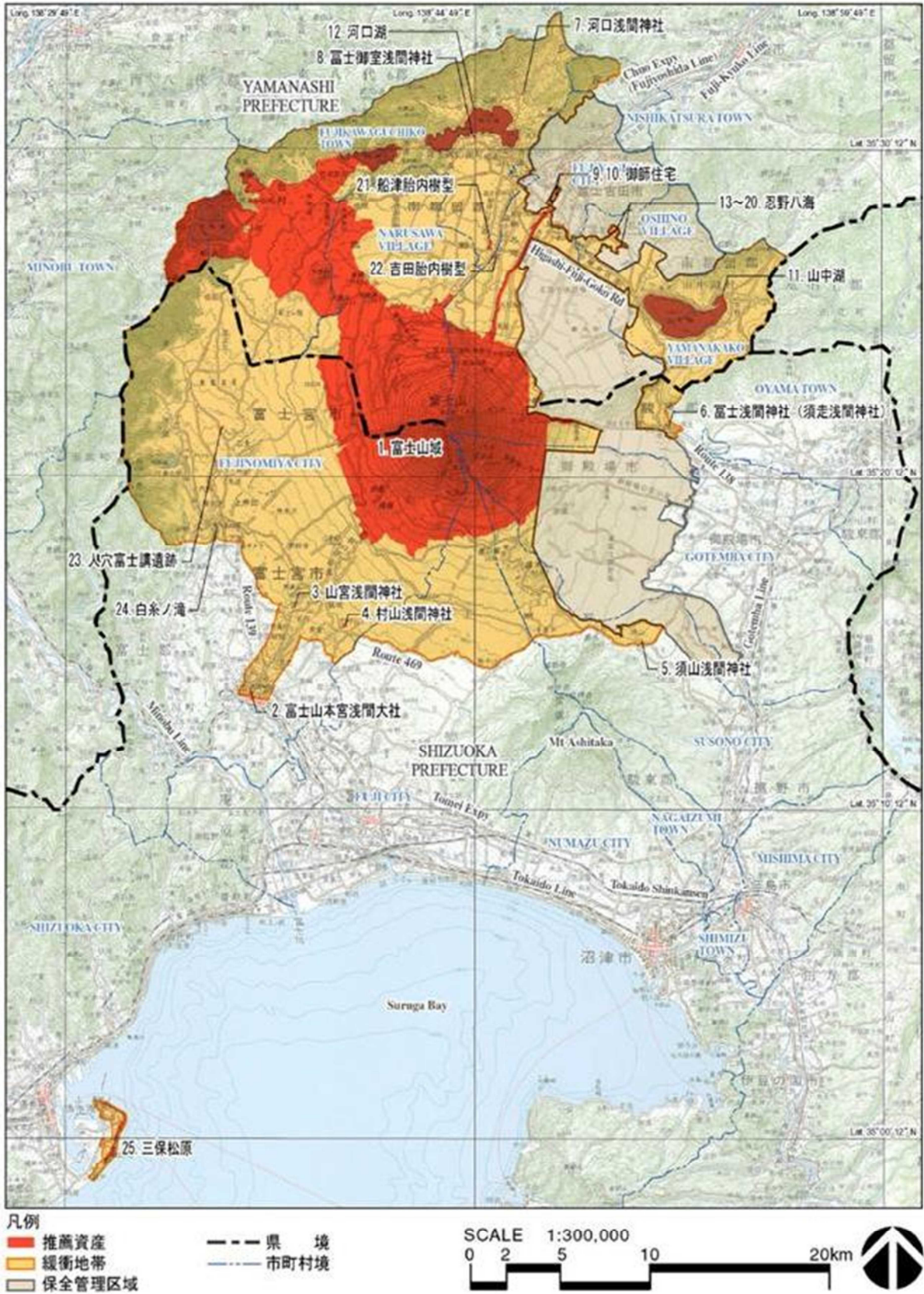
●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)		所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
	1-2	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	静岡県富士宮市				
	1-3	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	静岡県御殿場市				
	1-4	須走口登山道	静岡県小山町				
	1-5	吉田口登山道	山梨県富士吉田市・富士河口湖町				
	1-6	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市				
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町				
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町				
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町				
	2	富士山本宮浅間大社					
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5	
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6	
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8	
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6	
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6	
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1	
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1	
11	山中湖		山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1	
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8	
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048	
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002	
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006	
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005	
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078	
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031	
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014	
20	忍野八海(菖蒲池)		山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042	
21	船津胎内樹型		山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2	

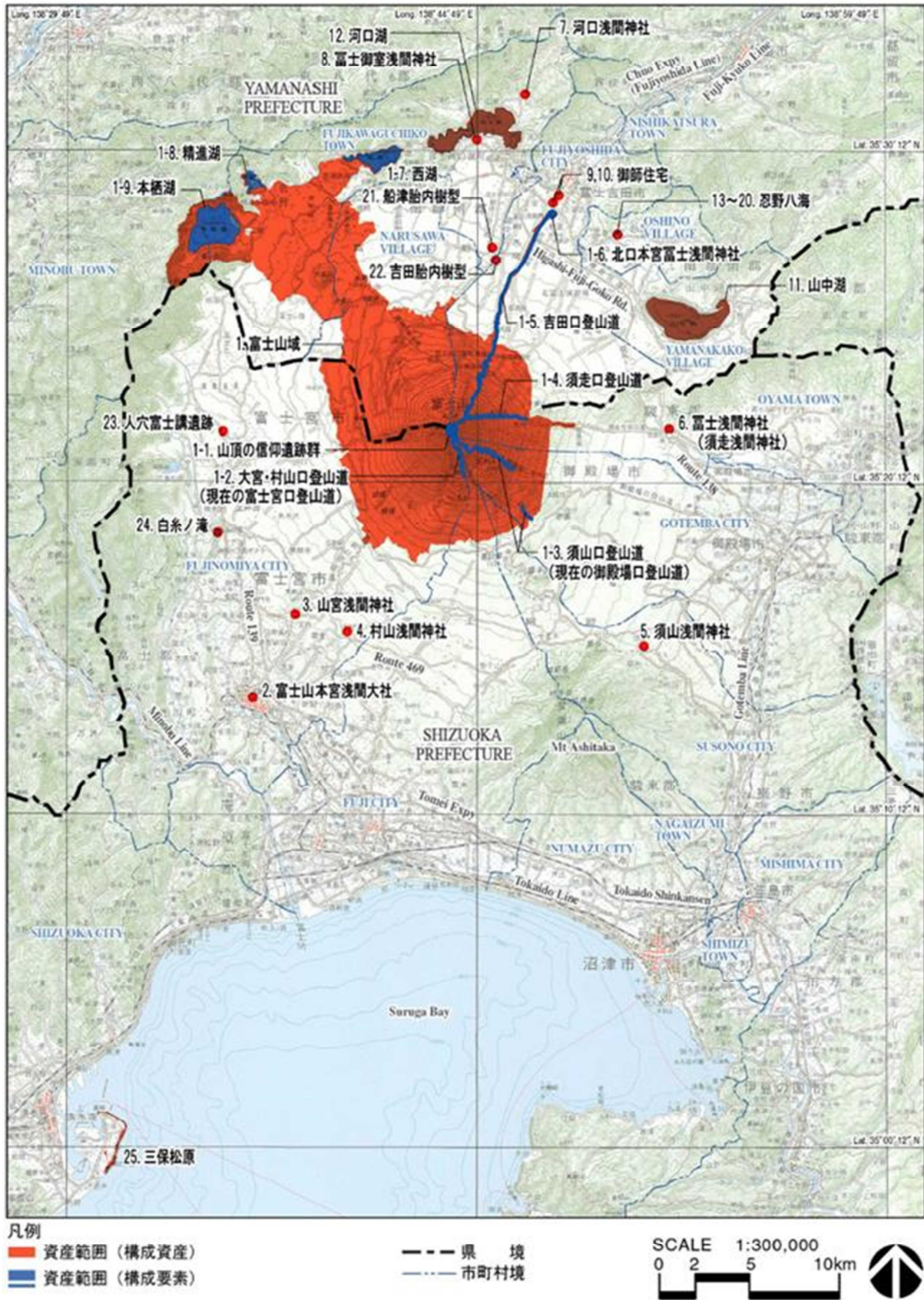
●表 1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8	
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8	
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8	
25	三保松原	静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4	252.0
計	—	—	—	—	20,702.1	49,627.7

● 図1 構成資産、緩衝地帯及び保安全管理区域の範囲図



● 図2 構成資産及び構成要素の位置図



(3) 顕著な普遍的価値の言明

第37回世界遺産委員会で採択された「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV: Statement of Outstanding Universal Value)は、以下のとおりである。

【Brief synthesis (総合的所見)】

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約100kmに位置する標高3,776mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが17世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拜されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産(シリアルプロパティ)は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拜対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拜の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形

姿を十分に網羅している。

【Criterion (iii) (評価基準 (iii))】

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

【Criterion (vi) (評価基準 (vi))】

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初頭の葛飾北斎及び歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

【Integrity (完全性)】

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産（シリアルプロパティ）は現段階では一体のものとして明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラが、富士山の神聖な雰囲気や阻害する方向に作用している。富士五湖、特に2つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

【Authenticity (真実性)】

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成要素は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示さ

れるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社（又はいくつかの神社の部分）は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

【Management and Protection Requirements（管理及び保護の要請事項）】

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社及び忍野八海は2012年9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則（ガイドライン）（及び複数の関連法令）により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは（色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて）調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取組を進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の（富士山世界文化遺産）学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年1月に策定された。この管理計画の目的は地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年末までに

採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調する文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。このヴィジョンにおいては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定・採択する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年末頃に採択される予定である。

(4) 関係法令

構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要は表2のとおりである。

建設予定地は、文化財保護法に規定による「特別名勝」の「第1種保護地区」に、自然公園法の規定による「特別保護地区」及び「第1種特別地域」に該当する。

●表2 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
文化財保護法	重要文化財	文化庁長官の許可又は同意（文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。）	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、表中においては「現状変更等」という。）等をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別名勝			
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			
自然公園法	国立公園特 特別保護地区	環境大臣の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、	懲役又は罰金

●表2 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
	別地域		<p>広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。</p>	
	第1種特別地域	環境大臣又は県知事の許可又は協議	<p>工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。</p>	懲役又は罰金
	第2種特別地域			
	第3種特別地域			
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—	

(5) 過去の世界遺産委員会の関連決議

【第37回世界遺産委員会 イコモス勧告】(抜粋)

4 資産に対する影響因子

「信仰のための登山道には、調和のとれた来訪者施設が必要である。富士宮口登山道（構成要素1－2）においては、五合目の来訪者施設の背面の外観をさらに調和的な手法により処理することが必要である。その殺風景な外観は正面側の立面と顕著な対比を成しており、溶岩の内部に面している。」

※記載の施設は、2021年（令和3年）3月に発生した火災により同年9月から撤去を行っている。

3 富士山富士宮口五合目の在り方の整理

県施設そのものの評価に先立ち、県施設が設置される予定の富士山富士宮口五合目の在り方について整理する。

(1) 富士宮口五合目の概要

富士山には、山梨県の吉田口、静岡県の富士宮口、御殿場口、須走口の4つの登山口があり、それぞれの五合目は、登山の起点としてのほか、景観を楽しむ観光客にも利用されている。そのなかで、富士宮口は、吉田口に次いで利用者数が多く、静岡県側の3登山道の中で代表的な存在である。

富士宮口五合目は、世界遺産富士山の構成資産である「富士山城」内に位置し、構成要素である「大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）」に隣接している。

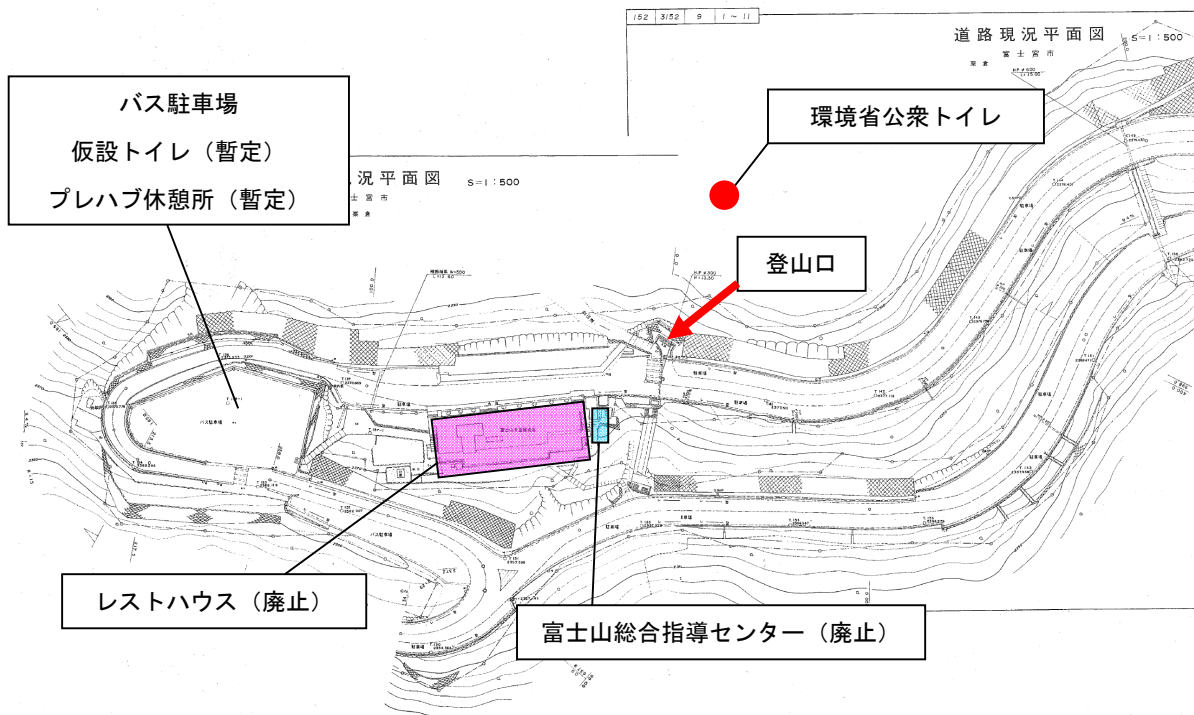
(2) 現 状

富士宮口五合目は、前述のとおり静岡県にある3登山口のうち最も利用者が多い登山口であり、五合目観光や宝永山へのハイキング利用も多い。同所には、飲食、物販、宿泊機能を有するレストハウス（民間運営）があったが、2021年（令和3年）3月の火災により使用できなくなった。このため、同年度は富士宮市と県が仮設トイレ及びプレハブ休憩所を設置して対応し、2021年（令和3年）秋以降に、観光案内所及び臨時派出所を兼ねる富士山総合指導センター（富士宮市設置・運営）とともに廃止されることとなった。このほか、環境省が登山道の始点終点付近にトイレを設置している。これらの施設で必要な電力については、五合目に電気が送られていないことから、ディーゼルエンジンでの自家発電でまかなわれている。

また、登山期間中は、渋滞のない安全で快適な道路交通の確保と環境保全を目的として、富士山スカイライン（一般県道富士公園太郎坊線）の登山区間入口から新五合目駐車場までの区間（約13km）において、マイカー規制が実施されている。

富士宮口五合目の全体図は図3、各施設の概要は表3、各五合目への来訪者数は表4のとおりである。

● 図3 富士宮口五合目全体図



▼レストハウス（火災前）



▼レストハウス（火災後）



▼レストハウス（火災後2）



▼総合指導センター



▼環境省公衆トイレ



▼登山口



▼バス駐車場、仮設トイレ、仮設休憩所



●表3 各施設の概要

区分	管理者	内容
環境省公衆トイレ	環境省	男：大1小3、女：3
レストハウス※1	民間事業者	飲食、物販、宿泊
富士山総合指導センター※1	富士宮市	登山指導、観光案内所、臨時派出所
仮設トイレ※2	富士宮市	開山期10基、開山期以外5基
プレハブ休憩所※2	富士宮市	5棟（一時避難、休憩、飲食、物販）

※1 2021年度（令和3年度）に廃止

※2 2021年度（令和3年度）実績

●表4 7・8月における各登山口五合目への来訪者数

年度	富士宮口	御殿場口	須走口	吉田口 (富士スバルライン)	合計
2018 (平成30)	98,288人	67,003人	41,659人	1,448,333人	1,655,283人
2019 (令和元)	82,807人	66,406人	40,293人	1,243,041人	1,432,547人
2020 (令和2)	—	—	—	52,298人	—

※山梨県観光文化政策課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町商工観光課の統計による。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、五合目までの県道を通行止めとした（富士スバルラインを除く）。

(3) 課 題

世界遺産登録が決定した平成 25 年 (2013 年) の第 37 回ユネスコ世界遺産委員会では、前述のとおり「イコモスによる評価結果及び勧告」において「五合目の来訪者施設 (静岡県注: レストハウスのこと) の背面の外観をさらに調和的な手法により処理することが必要」とされていた。

また、レストハウスには、雪崩や落石の恐れがある立地であることや来訪者の安全対策や富士山の顕著な普遍的価値継承の拠点と機能が不十分等といった課題があり、新たな施設の整備の必要性が生じていた。そんな折、上述の火災が発生したことから、早急な整備が求められている。整備にあたっては、脱炭素社会を目指す世界的な趨勢に鑑み、二酸化炭素排出量の低減を念頭におく必要がある。

※レストハウスは富士山スカイラインの利便施設として 1974 年 (昭和 49 年) に県道路公社が整備し、1994 年 (平成 6 年) に現所有者に有償譲渡したものの。

(4) 富士宮口五合目の在り方

ア 基本的な考え方

- ・富士山は活火山であるとともに、厳しい自然環境におかれているため、噴火や悪天候の際の避難・誘導が安全に行われることや、事故により負傷した来訪者の救護を適正に行える体制が求められる。
- ・五合目は世界遺産の構成資産内にあるため、世界遺産としての顕著な普遍的価値の 2 つの特質である「神聖さ」・「美しさ」を維持・向上させるため、文化的景観としての調和が重要である。
- ・富士山の価値を来訪者に正しく伝えるため、世界遺産として認められた顕著な普遍的価値や富士山の植生、生物等の自然環境資源に関する情報提供の場としても期待される。
- ・世界遺産としての価値の基盤にもなっている富士山の自然を守るため、施設で使用する電力の脱炭素化をはじめとする持続可能な観光の実現に向けた積極的な取組が必要である。
- ・来訪者の利便向上のため、五合目に至るアクセス及び五合目での利用者動線の最適化のほか、登山用品の販売・レンタルや、トイレ、飲食・物販が適正な規模で提供されるべきである。

【望ましい富士宮五合目の在り方】

神聖で美しい富士山を安全安心に体験でき、
価値の理解を促進する持続可能で利便性の高い空間

イ 必要な機能・要素

(安全安心)

- ・噴火、暴風等の災害時に来訪者の安全を確保するためのシェルター機能
- ・事故発生時に来訪者を救護するためのスペース
- ・来訪者の遭難等に備えるための山岳救助隊の待機スペース、臨時警察派出所

(理解促進)

- ・登山にあたっての心構えやマナーなどを指導するためのスペース
- ・世界遺産や自然公園としての富士山の情報提供をするためのスペース

(持続可能)

- ・富士山の自然を守るための各施設でのクリーンエネルギーの検討をするなどの脱炭素へ向けた取組

(利便性)

- ・今後も自動車交通が主なアクセス手法であることを前提とし、渋滞なく快適に富士山を訪れることができるようにするためのマイカー規制
- ・五合目到着後に安全でストレスなく徒歩移動できるためのバス停や駐車場の適正な配置
- ・登山者が用意した登山用品に不足がある場合にも、安全、快適に登山ができるようにするための販売・レンタルのためのスペース
- ・快適で楽しい滞在を実現するためのトイレ、飲食・物販機能、室内休憩スペース

ウ 整備にあたっての留意事項

整備にあたっては、神聖で美しい富士山の顕著な普遍的価値を損なうことがないよう、改変は必要な機能を満たす範囲で最小限度に留め、意匠、色彩にも配慮することが重要である。

4 事業の概要

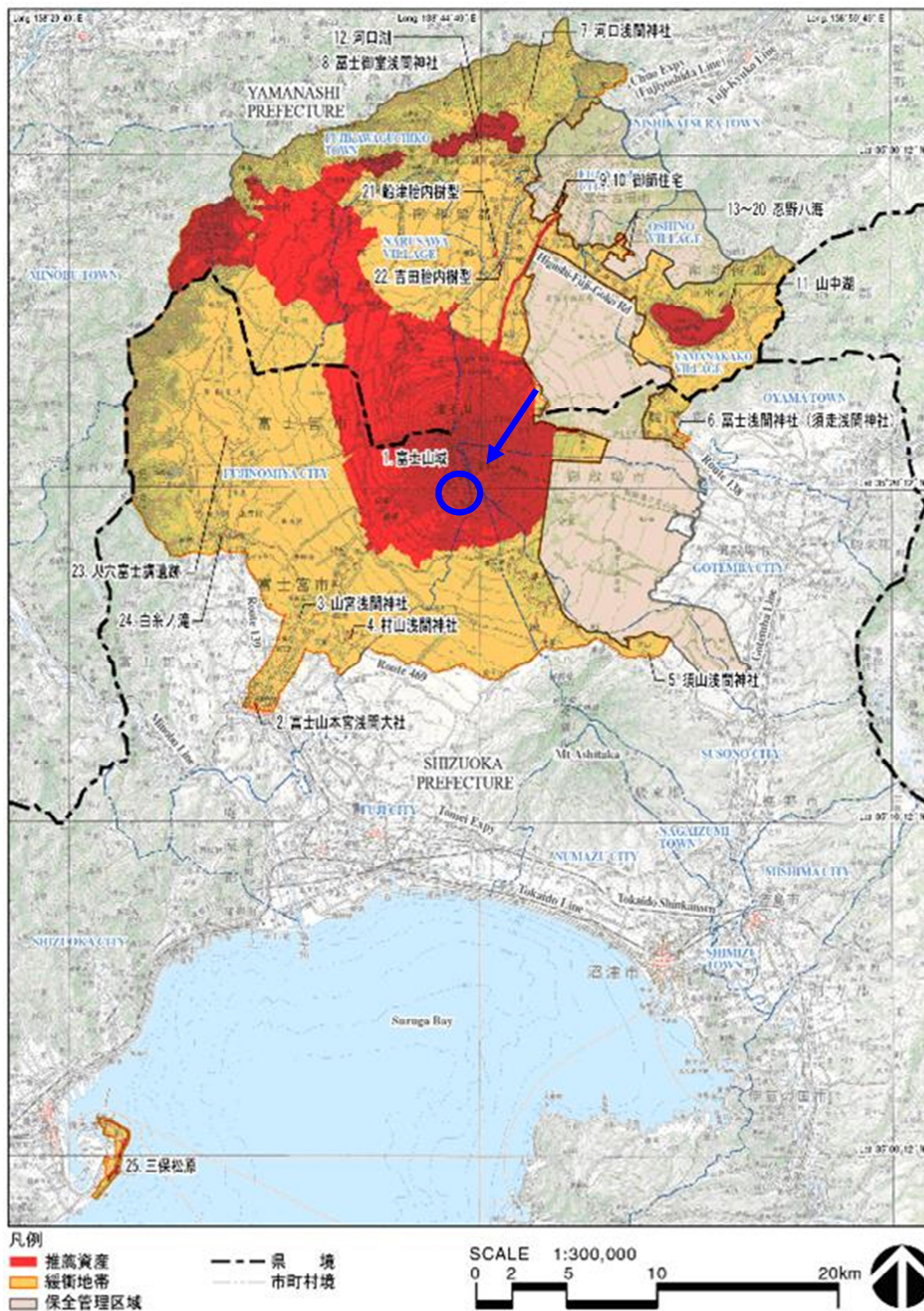
(1) 事業の実施主体

静岡県

(2) 実施場所

静岡県富士宮市粟倉地内（建設予定地の地図は図4及び図5のとおり）

● 図4 建設予定地地図（広域）



●図5 建設予定地地図（詳細）



(3) 目的

来訪者の安全確保、富士山の価値の理解促進等

(4) 内容

ア 基本的な考え方

- ・2020年度（令和2年度）に専門家及び関係省庁の助言等を踏まえて策定した整備案を基礎とし、2021年度（令和3年度）に実施した測量・地質調査の結果等を踏まえて必要な修正を加える（整備案策定時の体制は表5のとおり）。
- ・3（4）イ（P15）で整理した五合目に必要な機能・要素の多くを満たすものとする。

●表5 2020年度（令和2年度）整備案策定時の体制

敬称略、五十音順（肩書きは当時）

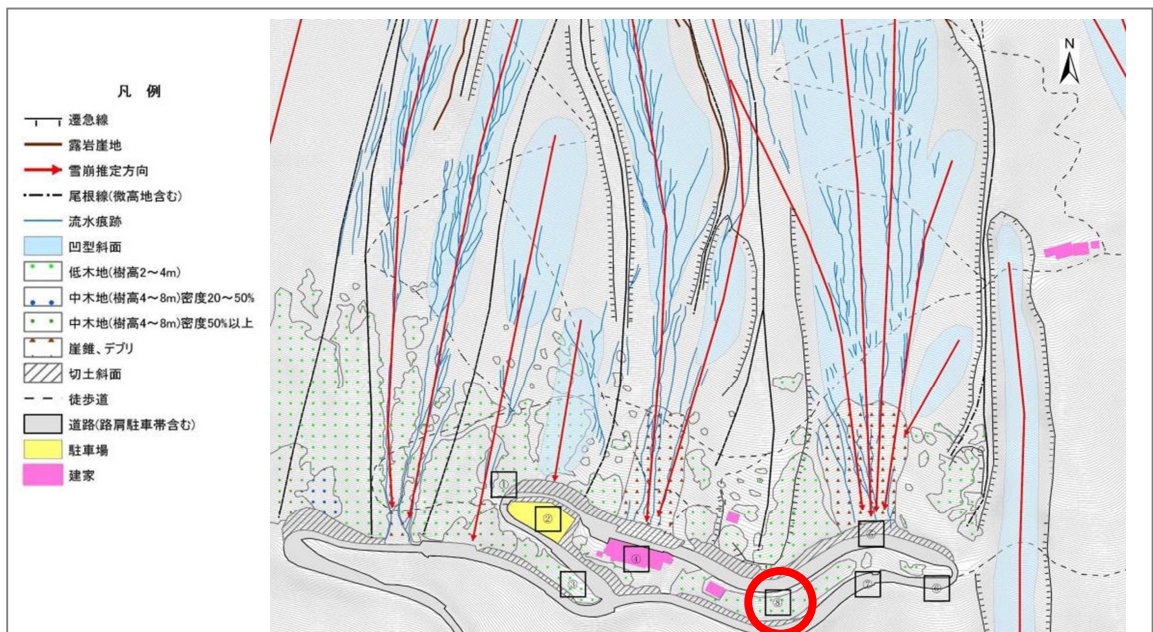
区分	構成
富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定に係る有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学名誉教授・放送大学客員教授（世界遺産・建築学）：稲葉信子（座長） ・東京大学生産技術研究所教授（建築耐震構造）：中奈良昭 ・山梨県富士山科学研究所所長（環境防災）：藤井敏嗣

	<ul style="list-style-type: none"> ・元内閣官房参事官、元文化庁主任文化財調査官：本中眞 ・東京大学准教授（公園計画）：山本清龍
富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定委員会	県、県警察本部、富士宮市、国（環境省、文化庁、林野庁／オブザーバー）

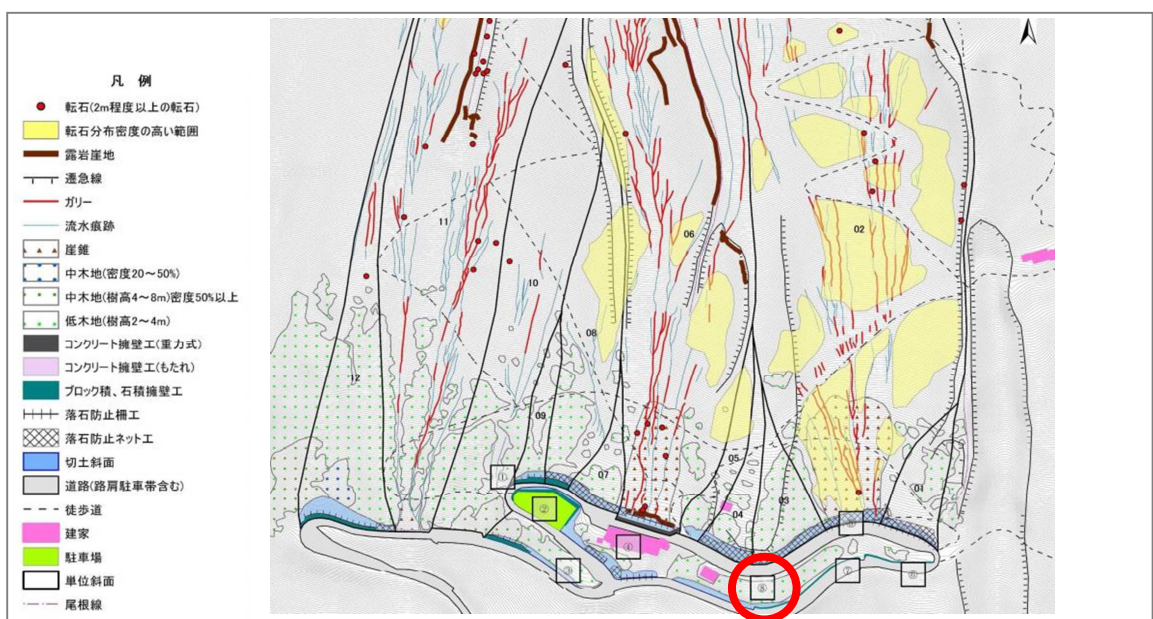
イ 建設地の選定

- ・ 図6及び図7のとおり、2018年度（平成30年度）に実施した「雪崩・落石影響調査」の結果を踏まえ、リスクの少ない場所を選定した。
- ・ 上下の県道に挟まれた斜面を造成し、擁壁施工等をしたうえで設置する。
- ・ 計画地への展望は図8のとおり。

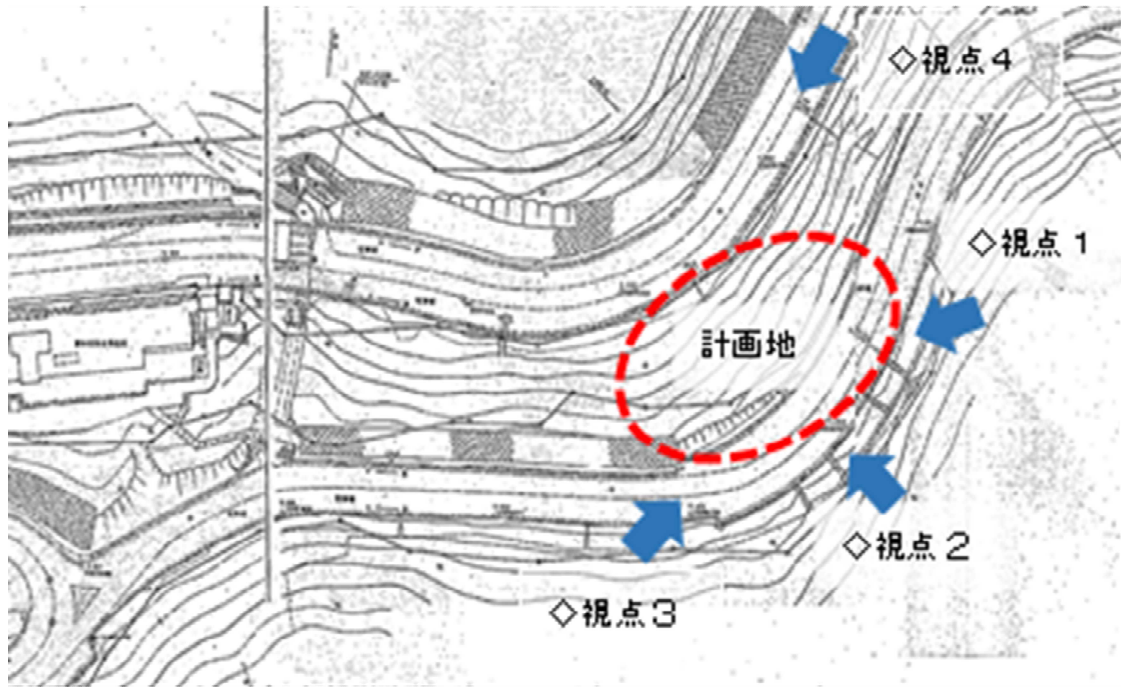
● 図6 雪崩判読図



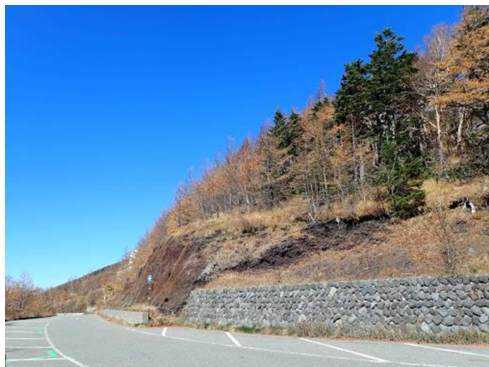
● 図7 落石判読図



● 図8 計画地への展望



▼ 視点1：候補敷地下部道路東側より



▼ 視点2：下部道路より正面を見る



▼ 視点3：候補敷地下部道路西側より



▼ 視点4：上部道路西側を見る



ウ 概要

事業の概要は表6のとおり（今後の設計により変更の可能性あり）。

●表6 2020（R2）整備計画と2021（R3）修正案

項目	2020（R2）策定の整備計画	2021（R3）実施の測量・地質調査等を踏まえての修正案
構造	4階建、RC造（一部鉄骨造・木造）	地質が想定より硬質で、下部道路まで掘り下げられないおそれがあるため、低層にし横幅を広げる可能性あり。
規模	建築面積 1,082 m ² 延床面積 1,715 m ²	必要な機能、諸室構成を精査した結果、延床面積を 1,836 m ² に修正
屋根 屋上	噴石緩衝帯の上屋上舗装及び金属屋根葺き（瓦棒葺き等。焦げ茶等）	—
外壁	タイル貼り（二丁掛タイル等）、石貼り（大沢石貼り等）などの候補より選定	—

エ 必要な機能・要素と対応

- ・「安全安心」、「理解促進」、「持続可能」に係ることは県施設が担う。
- ・「利便性」に係ることは、県施設、環境省トイレが担うとともに、マイカー規制の仕組みを活用したうえでバス停の位置を工夫し、利用者動線を最適化する。
- ・機能・要素ごとの対応施設は表7、2019年（令和元年）までと2028年（令和10年）以降の比較は表8のとおり。

●表7 機能・要素ごとの対応施設

区分	内容	～2019 (R元)	2021 (R 3) ～ 2027 (R 9)	2028 (R10) ～		
				面積(m ²)		
安全安心	・噴火、暴風等の災害時のシェルター機能	—	—	県施設	— ※1	
	・事故発生時の救護室	—	—		60.0	
	・臨時警察派出所	総合指導	—		35.0	
	・山岳救助隊等の待機室	—	—		27.0	
理解促進	・レクチャールーム（登山マナー等）	総合指導	—		45.0 ※1	
	・世界遺産、自然環境等についての展示室	—	—		155.0 ※1	
持続可能	・脱炭素へ向けた取組（クリーンエネルギーの検討）	—	—		—	
利便性	・マイカー規制	その他	その他		その他	—
	・バス停、駐車場	その他	その他		その他	—
	・トイレ、飲食、物販	レストハウス 環境省	仮設		県施設	521.2 ※1,2
				環境省	※3	
	・登山用品販売・レンタル	レストハウス	仮設	県施設	28.0	
・室内休憩スペース（展示室を兼ねる）	—	仮設	155.0 (再掲) ※1			
その他	・富士山保全協力金等受付	仮設	仮設		12.0	
	・廊下、キャノピー、機械室、階段等	一部 レストハウス	—	952.8 ※4		
合計		—			1,836	

※1 ・50 cm程度の噴石に耐えられる強度を備えた建物とする。

・レクチャールーム、展示室兼休憩スペース、飲食スペースで災害時に500人収容

※2 内訳：トイレ156.0、飲食303.2、物販62.0

※3 環境省公衆トイレ246.6（内訳：公衆便所棟43.2、污水处理施設棟203.4）

※4 内訳：廊下等264.0、キャノピー254.0、受水槽・機械室147.0、階段99.0、エレベーター21.0、その他（厨房・倉庫等）167.8

●表8 2019（R元）までと2028（R10）以降の比較

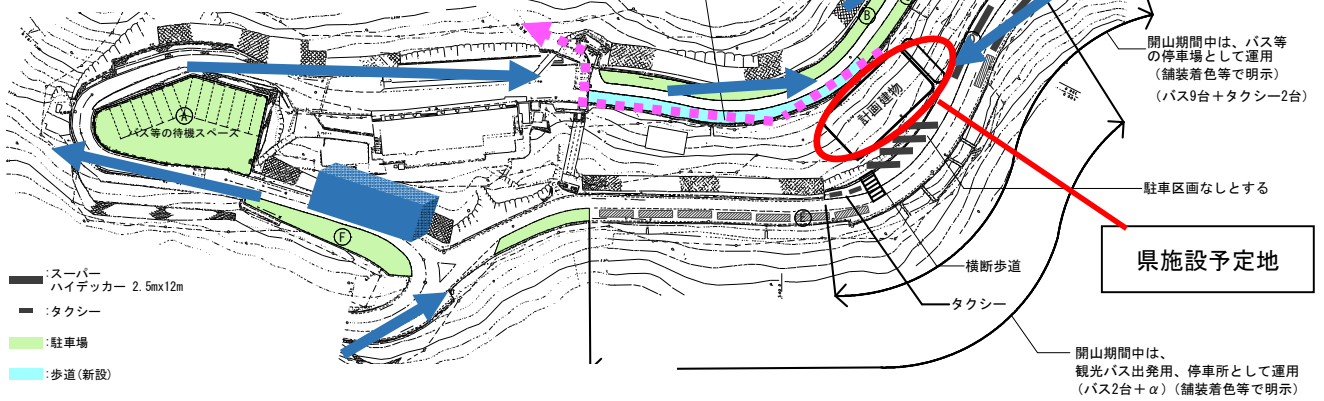
区分	～2019（R元）		2028（R10）～	
レストハウス	構造	RC造2階建	—	
	規模	建築面積 751.36 m ² 延床面積 1,078.34 m ²		
	屋根	陸屋根、クリーム色		
	外壁	吹付塗装仕上げ、クリーム色		
総合指導センター	構造	鉄骨・木造2階建	—	
	規模	建築面積 24.33 m ² 延床面積 33.75 m ²		
	屋根	切妻屋根、焦げ茶色		
	外壁	ガルバリウム鋼板仕上げ、焦げ茶色		
環境省トイレ	構造	RC造1階建	同左	
	規模	(公衆便所棟) 建築面積 69.86 m ² 延床面積 43.20 m ² (汚水処理施設棟) 建築面積 113.10 m ² 延床面積 203.40 m ²		
	屋根	傾斜屋根、焦げ茶色		
	外壁	塗装吹付仕上げ、薄茶色		
県施設	—		構造	4階建RC造（一部鉄骨造・木造）
			規模	建築面積 1,082 m ² 延床面積 1,836 m ²
			屋根	金属屋根（瓦棒葺き等から選択）、焦げ茶色等
			外壁	タイル張り（二丁掛タイル等）、石貼り（大沢石貼り等）などから選択、焦げ茶色等
延床面積の合計	1,358.69 m ²		2,082.6 m ²	

オ 利用者動線

●表9 駐車場台数

駐車場名	位置	普通車	バス	身障者用	マイクロバス	合計
バス専用	A	—	13	—	—	13
第一駐車場1	B	60	—	2	—	62
第二駐車場2	C	32(△23)	—	—	—	32(△23)
第二駐車場1	D	10(△40)	9(9)	—	—	19(△31)
第二駐車場2	E	9(△55)	10(10)	—	—	19(△45)
第三駐車場	F	8	—	—	10	18
合計	—	119(△118)	32(19)	2	10	163(△99)

※ () 内は2019(R元)までの比較



- ・バス、タクシーは、下段の道路沿いの来訪者施設前で停車する。
- ・登山客は、施設内を通り屋上から上段の道路に出て登山道へ向かう。
- ・駐車場台数は表9のとおり。

※青色四角：バス・タクシー、青色実線矢印：バス・タクシー動線、ピンク色破線：登山者歩行動線

(参考) マイカー規制について

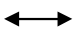
- ・渋滞のない安全で快適な道路交通の確保と環境保全を目的
- ・7月10日から9月10日までの63日間 (令和3年度実績)
- ・マイカーでの来訪者は、水ヶ塚駐車場でシャトルバス、シャトルタクシーに乗り換え。

カ 脱炭素

前述のとおり、現状は電気が送られていないため、レストハウス等で必要な電力については、エンジン発電機等による自家発電でまかなわれてきた。

新たに県施設を整備するにあたっては、クリーンエネルギーの導入を目指し検討をしていく。

キ スケジュール

R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
 測量・地 質調査	← 設計 →		← 造成工事 →		← 建築工事 →		● 供用 開始

5 事業構想の検討過程

表 10 のとおり、2014 年度（平成 26 年度）の県による基礎調査を経て、2017 年度（平成 29 年度）から県・市が中心となって富士宮口五合目来訪者施設整備の検討を進め、2020 年度（令和 2 年度）に整備推進計画をとりまとめた。

●表 10 検討過程

2014 (H26)	○五合目にかかる基礎調査
2017 (H29)	○庁内検討会 【参加者】危機管理部、くらし・環境部、文化・観光部
2018 (H30)	○富士宮口五合目来訪者施設検討会 【参加者】県、警察本部、富士宮市 ○「雪崩・落石影響調査」
2019 (R 元)	○五合目来訪者施設に関する基礎調査
2020 (R 2)	○富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定委員会 ○富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定に係る有識者会議 ⇒五合目来訪者施設整備推進計画の策定
2021 (R 3)	○測量・地質調査及び調査結果を踏まえた検討

6 資産への影響と緩和策

(1) 顕著な普遍的価値の 2 つの属性に対する影響

マニュアル別紙 2 「顕著な普遍的価値（OUV）の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素（末尾に参考資料として添付）」に照らすと、本事業は、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値（以下「OUV という。」）の 2 つの属性のうち、「信仰の対象」に影響がある。

具体的には、当該資産の OUV を表す要素としての有形の要素については、構成

資産「1 富士山域」内での土地の改変を伴う造成・建築工事を行うものであることから、「標高 1,500m より上方の区域の地形・地質、植生」に影響を与える。その他の有形の要素については、計画地は、頂部、拝所の信仰関連の場所に該当しないこと、社殿、鳥居等が所在する場所ではないこと、登山道上ではないこと及び埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから影響を与えない。

無形の要素については、建築物により景観が変化することから「神聖な雰囲気・精神性」に影響を与える。

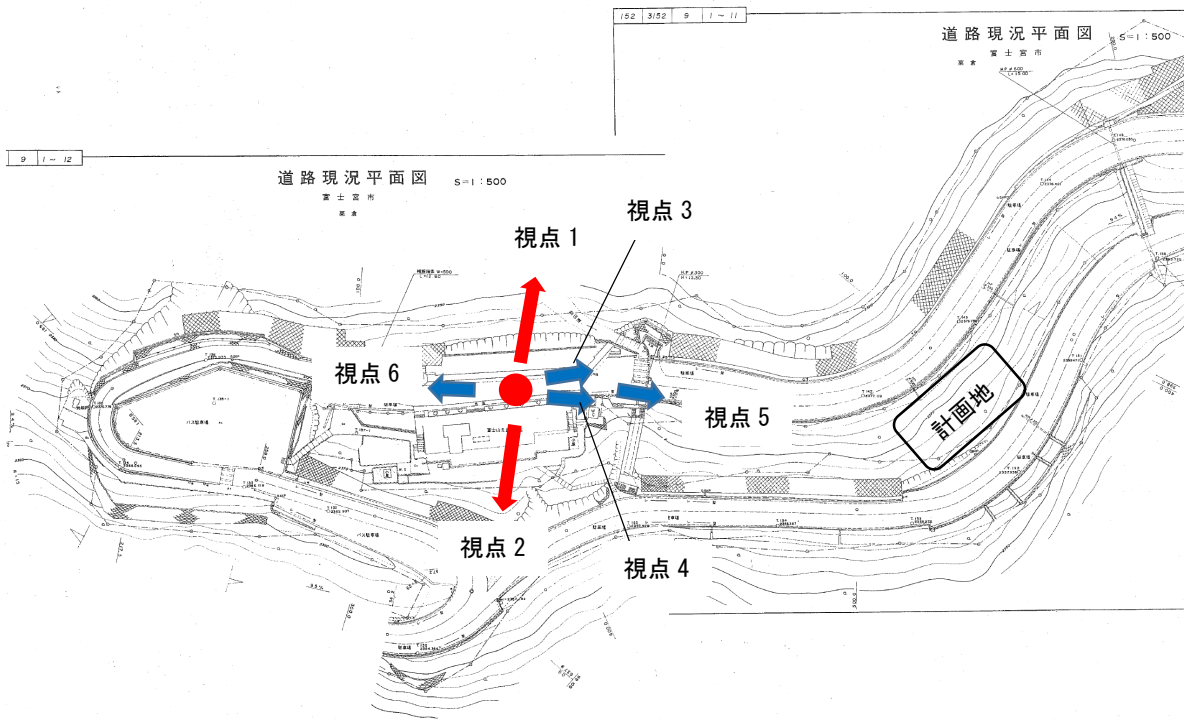
他方、「芸術の源泉」については、「三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観」に関連するが、距離が 45km 離れており視認できないので影響はない。

このため、以下で、有形の要素である「地形・地質、植生」、無形の要素である「神聖な雰囲気・精神性」及びOUVの保全に必要な要素としての定点観測地点からの富士山への展望景観・展望地点周辺の景観にかかる影響の度合いについて評価する。

ア 視覚的影響

- ・上下の県道に挟まれた斜面を造成し、軒高は斜面上部の高さ以下で埋め込むような形で擁壁加工等をして設置するため、上部、下部いずれの視点からも展望景観の変化は少ない。
- ・文化財保護法現状変更等の取扱いに関する基準や国立公園管理運営計画の取扱方針に従い、周辺の風致景観と調和させるために外壁、屋根とも焦げ茶色等を主とするなど色彩について配慮する。
- ・規模については、同所に必要な機能を満たす範囲で最小限とし過分にならないようにする。
- ・これらの配慮により、イコモス勧告で指摘された来訪者施設の外観が調和的な手法により改善する。
- ・図8のとおり、定点観測地点の景観については、観測地点から富士山頂方向を見た際に視認できず、観測地点周辺の景観についても観測地点から視認できない。

● 図8 定点観測地点からの展望景観・周辺景観



▼ 視点 1



▼ 視点 2



▼ 視点 3



▼ 視点 4



▼視点 5



▼視点 6



イ 物理的影響

- ・2021年度（令和3年度）に実施した測量、地質調査にあたっては、調査機器の設置を一時的なものとし、掘削範囲、深度についても必要最低限とするなどし、文化財保護法の規定による現状変更許可及び自然公園法の規定による土石採取許可を得て行った。
- ・今後行う造成、建築工事にあっても、文化庁、環境省等の関係省庁等との事前協議を綿密に行い、地質・地形、植生への影響の最小化に努める。

上記のア、イのとおり、OUVを表す有形の要素である「地形・地質、植生」、無形の要素である「神聖な雰囲気・精神性」については、それぞれ必要な緩和策を施すことで遺産への負の影響が小さくなり、来訪者施設の外観の調和的な手法による改善という正の影響がある。

また、OUVの保全に必要な要素である定点観測地点からの景観については、展望景観・周辺景観とも視認できないので影響がない。

（2）自然環境への影響

- ・優れた自然環境の中に設置される施設であるため、自然環境の特性を十分に把握して、その保全に配慮する。
- ・樹木の伐採や草木類の除去や損傷をできるだけ避けるように配慮する。
- ・利用環境への影響を配慮し、低騒音・低振動工法等の検討を行い、工事期間中の騒音低減を図る。さらに、利用者の安全を確保するため、工事の周知などを行い、事故防止に努める。
- ・大気環境の保全のため、排出ガス対策型機械を使用し、工事期間中の大気環境の保全を図る。
- ・建築にあたっては、登山者や管理者等の動線に配慮し、安全性・快適性を確保する。
- ・建設時には、造成の際に発生する残土を最大限利用するなど、富士山にある土砂の利用に努めるものとし、やむを得ず外部の土砂を利用する場合は、公園外からの種子混入が無いように外来種対策に十分配慮する。

上記のほか、「(1) イ 物理的影響」に掲げる留意事項を遵守することで自然環境への影響を小さいものにできる。

ほかに、正の影響として以下の(3)から(5)があげられる。

(3) インタープリテーションへの影響

- ・世界遺産、自然環境等についての展示室を整備することで、来訪者の富士山の価値の理解が促進される。

(4) 来訪者の安全性・快適性への影響

- ・シェルター機能、救護室等を整備することで、来訪者の安全対策が強化される。
- ・室内休憩スペースを整備するとともに、現在仮設で対応している登山用品販売・レンタル、飲食・物販の機能を強化することで、来訪者の利便性が向上する。
- ・バス、タクシーが、来訪者施設前で停車し、登山客は施設内を通り屋上から上段の道路に出て登山道へ向かう動線を確保することで、安全性・快適性が向上する。

(5) 持続可能な観光への影響

- ・施設でのクリーンエネルギーの検討など、脱炭素化の取組を行うことで、持続可能な観光の実現に資する。
- ・レクチャールームで登山マナーや山頂以外でもご来光が見られることなど周知することで、「望ましい富士登山の在り方」を定めた来訪者管理戦略における「神聖さ」や「快適性」の指標向上が期待できる。

7 合意形成の過程

この評価書は、マニュアルの規定に基づき、富士山世界文化遺産協議会の外部有識者会議である富士山世界文化遺産学術委員会に設置した遺産影響評価部会での協議を経て、第18回富士山世界文化遺産学術委員会（令和4年2月〇日）、第22回富士山世界文化遺産協議会作業部会（令和4年2月〇日）及び第15回富士山世界文化遺産協議会（令和4年3月〇日）で承認された。

8 結論

本事業に伴う遺産への影響について以下のとおり評価する。

- ・本事業は、世界遺産富士山のOUVの2つの属性のうち「信仰の対象」を表す有形の要素である「標高1,500mより上方の区域の地形・地質、植生」及び無形の要素である「神聖な雰囲気・精神性」に影響を与えるが、視覚的・物理的の両面で負の影響は最小化されており、正の影響としてイコモス勧告で指摘された来訪者施設の外観の調和的な手法による改善があげられる。
- ・もう1つの属性である「芸術の源泉」については、負の影響はない。
- ・また、富士山包括的保存管理計画において定めた定点観測地点からの富士山への

展望景観及び展望地点の周辺の景観に対しても負の影響は認められない。

- 以上のことから、OUVに対する負の影響は小さく、マニュアル別紙4「顕著な普遍的価値の属性、要素のグループ／要素ごとの遺産に対する変更の規模及びその影響」での「レベル2 許容範囲」に該当する。
- 他方、正の影響として、上述の来訪者施設の外観の改善に加えて、望ましい富士宮口五合目の在り方の実現に寄与するものであるといえる。具体的には、「来訪者の安全対策のためのシェルター機能、救護室等」、「来訪者の富士山の価値の理解促進のための世界遺産、自然環境等についての展示室」、「持続可能な観光の実現に資するクリーンエネルギーの検討など脱炭素化の取組」、「登山マナー周知により来訪者管理戦略の指標向上への寄与が期待できるレクチャールーム」、「来訪者の利便性が向上する室内休憩スペース、登山用品販売・レンタル、飲食・物販スペース」といった機能・要素が追加又は強化される。
- 結論として、本事業は、世界遺産富士山のOUVの2つの属性のうち「信仰の対象」については、負の影響は小さく許容範囲である一方、イコモス勧告で指摘された来訪者施設の外観の改善という正の影響があり、「芸術の源泉」への負の影響はない。加えて、来訪者の安全確保やインタープリテーションなどの面でも多くの正の影響を与えるものである。
- 今後、静岡県が富士山世界文化遺産協議会の枠組みの中で、本事業で設置される県施設を核とした山麓地域を含めた広域的な富士山のより良い利用の在り方について継続的に検討していくことにより、さらに高次の正の影響が期待できる。

顕著な普遍的価値 (OUV) の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定

OUV の属性	構成資産／構成要素	(A) OUV を表す要素		(B) OUV の保全に必要な要素	(C) OUV と直接関連する要素	(D) OUV の理解に資する要素
		有形の要素 (不動産)	無形の要素			
信仰 属性 対象 1	■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道 1. 富士山域 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道 1-3 須山口登山道 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	◆地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・標高 1,500m より上方の区域の地形・地質、植生 ・頂部、拝所、お鉢巡り道、御中道等の信仰関連の地形・場所 ・社殿、鳥居、石仏・石造、石碑等の建築物・工作物 ■登山道 ・登山道、山小屋、遥拝所 (女人天上)、信仰関連の地形、痕跡及び建築物 ◆地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆信仰に関する展望 (遥拝) ・登山道沿いの遥拝所を展望地点とする富士山への展望景観	◆信仰の営み ・ご来光、お鉢めぐり、登拝、富士宮口における鳥居の奉納 ◆その他 ・神聖な雰囲気・精神性	36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	■信仰関連 ・奉納物	■信仰関連 ・大宮・村山口の宿坊 (跡)
	■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅 1-6 北口本宮富士浅間神社 2. 富士山本宮浅間大社 3. 山宮浅間神社 4. 村山浅間神社 5. 須山浅間神社 6. 富士浅間神社 7. 河口浅間神社 8. 富士御室浅間神社 9. 御師住宅 (旧外川家住宅) 10. 御師住宅 (小左野家住宅)	◆地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■浅間神社の境内・社殿群 ・社殿 (本殿・拝殿・幣殿)、社叢、湧水 (湧玉池)、河川、工作物 (鳥居・石塁・参道・石燈籠等)、遥拝所 (山宮浅間神社)、石碑 (富士浅間神社) ■御師住宅 ・住宅、敷地内の信仰関連の工作物及び水路 ◆地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆信仰に関する展望 (遥拝) ・浅間神社境内の遥拝所を展望地点とする富士山への展望景観	◆信仰の営み ・現在にも引き継がれている神事 ◆その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■芸術作品 ・「絹本着色富士曼荼羅図」 ・「富士山名所記」(ほかの参詣図)	■信仰関連 ・かつて行われていた道者・富士講信者による参詣、遥拝、水垢離、御師住宅での普及活動及び祈禱 ・今は使われなくなった麓の登山道、巡礼路、御神幸道 ・宿坊跡、石碑 ・かつての御師集団、御師集落 ・山宮御神幸
	■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 11. 山中湖 12. 河口湖 13~20. 忍野八海 21. 船津胎内樹型 22. 吉田胎内樹型 23. 人穴富士講遺跡 24. 白糸ノ滝 25. 三保松原	◆地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■湖沼・湧水地 ・湖水、湖岸の地形、湧水 ■溶岩樹型・風穴 ・胎内・洞穴・風穴の地形・地質、信仰関連の建築物及び工作物 (船津胎内樹型)、碑塔群 (人穴富士講遺跡) ■滝 ・白糸ノ滝、信仰関連の石碑 ■海浜 ・マツの群生、砂浜の地形、御穂神社の境内・社殿、参道 (神の道) ◆地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)	◆その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■信仰関連 ・石仏 ■芸術作品 ・「絹本着色富士曼荼羅図」	■信仰関連 ・今は使われなくなった巡礼路 ・かつて行われていた道者・富士講信者による水行、巡礼、富士講信者による参詣・修行、胎内潜り ■資料 ・巡礼案内図 ■その他 ・三保松原における羽衣伝説
■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観 25 の構成資産全体 1-9 本栖湖 25. 三保松原	◆芸術に関する展望 ・中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観		■芸術作品 ・「湖畔の春」 ・「富嶽三十六景」 ・「富士三十六景」 ・謡曲「羽衣」 など	■芸術作品 ・(C)以外の絵画・工芸品・写真など		

※34 の展望地点のうち 8 箇所は構成資産内、26 箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべて OUV の保全に必要な要素である

OUV の属性	要素のグループ／要素	保全に必要な要素	変更の規模／影響		
			レベル 1【影響なし】 無視できる程度の変更／僅か	レベル 2【許容範囲】 小規模な変更／小さい	レベル 3【許容を超える】 大規模な変更／大きい
信仰の対象 属性1	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物） <ul style="list-style-type: none"> ・富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・登山道 ◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物） ◆信仰に関する展望（遥拝） ◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性 	36の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く34の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物） <ul style="list-style-type: none"> ・浅間神社の境内・社殿群 ・御師住宅 ◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物） ◆信仰に関する展望（遥拝） ◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性 		<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹形・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物） <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼・湧水地 ・溶岩樹形・風穴 ・滝 ・海浜 ◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物） ◆神聖な雰囲気・精神性 		<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
芸術の源泉 属性2	<p>■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆芸術に関する展望 <ul style="list-style-type: none"> ・中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 		<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が生じる変更

※34の展望地点のうち8箇所は構成資産内、26箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべてOUVの保全に必要な要素である